

1. 件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の試験研究用等原子炉施設（定常臨界実験装置（STACY））における試験使用等についての面談

2. 日時：令和5年11月17日（金）10時00分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官、宮田原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

臨界ホット試験部 臨界技術第1課 課長 他2名

原子力施設検査室 室長 他1名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹 他1名

#### 5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「事業者」という。）から、原子力科学研究所の試験研究用等原子炉施設（定常臨界実験装置（STACY））（以下「STACY」という。）の試験使用に係る検査等について、資料に基づき、以下の説明があった。

- これらの検査等に係るスケジュールについて、資料1のとおり、試験使用の承認前までに終わらせる検査は、令和5年12月中旬までの予定であり、その後、試験使用の承認を得て、令和6年1月下旬から原子炉の性能検査の実施を予定している。
- STACYの原子炉本体の試験使用に先立ち、終了していなければならない使用前事業者検査の検査対象と検査項目は、資料2のとおり。
- STACYの供用開始に向け実施する定期事業者検査と第3回設工認に係る使用前事業者検査について、原子炉の性能検査前までに終了させる検査と原子炉の性能検査の時期に行う検査を、資料3のとおり整理した。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- STACYの原子炉本体の試験使用の承認のための使用前確認は、現在申請中のSTACY更新第3回設工認の変更認可申請（基本炉心の設計仕様変更）が認可され、使用前確認申請の変更の内容を説明する書類が提出された後に実施することになる。
- 核計装（起動系）の計測範囲の表記の変更等に係る使用前事業者検査は、設工認が認可されていない状況を踏まえると、計画している工程から遅れる可能性があるため、変更が生じた際速やかに連絡すること。また、認可後速やかに使用前確認の申請を行うこと。

- 現在、申請されている新規規制基準適合に係る使用前確認申請書（変更の内容を説明する書類を含む）では、原子炉本体を試験のために使用する期間が、令和6年1月4日からとなっているが、計画に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出すること。

○事業者から、承知した旨の回答があった。

## 6. その他

資料1：STACY更新工事及び検査に係るスケジュールについて

資料2：原子炉本体の試験使用に係る使用前事業者検査の終了要否整理表

資料3：STACY供用運転に向けた定期事業者検査と使用前事業者検査について

以 上